

## 公立大学法人山梨県立大学評価本部規程

(平成22年4月1日制定 法人第2601号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第19条第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学評価本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 法人の経営及び大学に関する全般的な事項の自己点検・評価に関する事項
- (2) 学外者による検証、第三者評価に関する事項
- (3) 教育研究活動の活性化に関する事項
- (4) その他自己点検・評価の実施及びFD・SD活動に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 理事
  - (4) 学部長・研究科長・専攻科長
  - (5) 図書館長
  - (6) 各センター長
  - (7) 事務局次長
  - (8) 各学部・研究科自己点検評価委員長
  - (9) FD・SD委員長
  - (10) 本部長が指名する者
- 2 本部に本部長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 本部長は本部の業務を統括する。
- 4 本部長は、本部の会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議事)

第5条 本部の会議の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴聞)

第6条 議長が必要と認めるときは、本部の会議に本部構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会)

第7条 本部の円滑な運営を図るため、大学質保証委員会及びFD・SD委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 本部の事務は、事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。